

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 目的

大阪市では、平成24年7月に策定された市政改革プランに基づき、各区における地域活動協議会の形成支援をはじめ、市民による自律的な地域運営の実現に向けて、まちづくりセンター等を活用した支援を行ってきた。

しかし、少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題がみられる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。

改めて、地域活動協議会によるまちづくりの推進は、大阪市がめざす、豊かなコミュニティの形成、活力ある地域社会の実現のために必要かつ重要な取組みであることから、大阪市は、これまでの成果と課題を整理し、令和5年6月に「区政がめざす姿」を策定し、地域社会の活性化に取り組むとともに、更に、令和6年4月に「新・市政改革プラン」を策定し6つの取組方針の1つである「ニア・イズ・ベターの徹底」においても「地域活動協議会の更なる活性化」を掲げている。

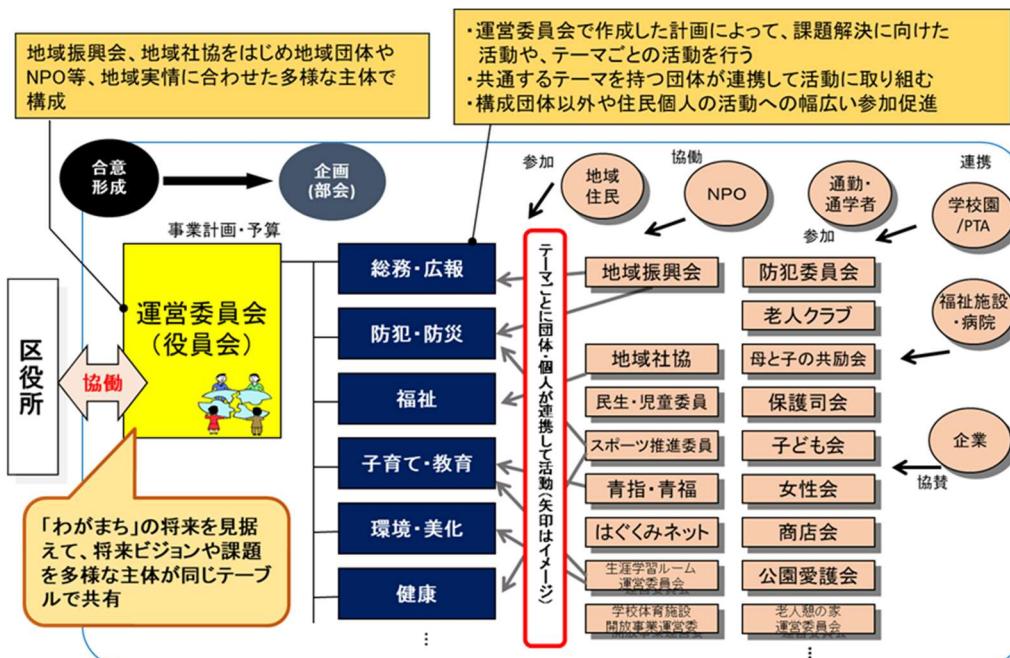
このような状況を踏まえながら、まちづくりセンター等が、専門的なスキルやノウハウを用いた様々な手法による支援を行うことで、地域活動協議会の自律的な地域運営、自律度の向上がより一層図られるとともに、身近な地域でのつながりづくりの強化・様々な活動主体との連携・協働を促進し、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現と地域活動の更なる活性化を本業務の目的とする。

(参考)新・市政改革プラン（令和6～9年度）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000620810.html>

区政がめざす姿（令和5～8年度）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000602793.html>



3 期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務概要

大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援業務

- (1) 地域活動協議会の自律的運営等に向けた支援及び地域活動への理解促進
- (2) 防災アドバイザーによる防災を通した地域コミュニティづくり
- (3) 地区防災計画（配布版）の改訂支援
- (4) その他

5 体制

上記目的を達成するため、「港区まちづくりセンター」を設置し、「地域まちづくり支援員」等を配置する。

(1) 港区まちづくりセンターの設置

- (ア) 令和8年4月1日から区役所が提供する区役所等庁舎内に「港区まちづくりセンター」を設置する。
- (イ) 「港区まちづくりセンター」の開所日及び時間は、原則、区役所開庁日の時間内とし、詳細については区役所と調整する。また、時間外に開所する場合については事前に区役所と十分協議すること。
- (ウ) 光熱水費等実費は受託者が負担する。（中古の事務机と事務椅子は、区役所と協議のうえ、無償貸与が可能）

(2) 港区まちづくりセンターの組織体制の確立

業務責任者（アドバイザーを兼務）、地域まちづくり支援員及び防災アドバイザーをもって組織する。

- (ア) 業務責任者（アドバイザー）（以下「アドバイザー」という） 1名配置
 - ・業務を総合的に把握し、調整を行う。
 - ・地域まちづくり支援員及び防災アドバイザーの業務内容を総括し、指揮監督とともに必要な助言・指導を行う。
 - ・必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。（アドバイザーはまちづくり支援員を兼務することも可）
- (イ) 地域まちづくり支援員（以下「支援員」という） 2～3名配置
 - ・アドバイザーの指揮のもと、地域活動協議会の運営支援のほか地域団体等からの相談に応じる。
 - ・地域活動支援の実績を有し、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、各地域の自律的運営が円滑に進むよう支援すること。
- (ウ) 防災アドバイザー 1名配置
 - ・地域防災活動の支援等を行うこと。（防災アドバイザーは、支援員を兼務すること也可）
- (エ) 受託者はアドバイザー、支援員及び防災アドバイザーの採用や配置等に関して、事前に区役所と十分協議すること。
- (オ) 受託者は本契約締結時に、業務体制について区役所に届け出なければならない。

(3) 港区まちづくりセンター業務従事者の服務規律

- (ア) 受託者はアドバイザー、支援員及び防災アドバイザーに対し、清潔で業務に適した服

装をさせ、業務従事者であることを明確にするため、名札を着用させること。

- (イ) 受託者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (ウ) 受託者は大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (エ) 受託者は本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行できるよう研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること。
- (オ) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第66号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修終了後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を区役所に提出すること。

(4) 相談や受付体制の構築

「港区まちづくりセンター」が無人となる状況にある場合を含め、地域団体等がいつでも気軽に相談できるよう、ICTを活用した相談受付の体制を構築すること。また相談に応じる際には、地域の状況に応じて恒常的な支援とならないよう留意すること。

6 業務内容

上記目的を達成するために、全地域一律でなく地域の実情(※)に即して以下の業務を行う。

※地域の実情に関しては次の別紙参照

- 別紙1 「取組状態・自律度の状況把握シート(令和7年1月末時点)」
別紙2 「地域活動協議会の状況を客観的に把握するためのガイドライン」

1 地域活動協議会の自律的運営等に向けた支援及び地域活動への理解促進

(1) 地域課題への取組

- (ア) 各地域の現状や地域活動協議会の課題などを明確にし、地域ごとの支援計画を策定すること。
- (イ) 地域自ら課題を認識し、その解決方策を事業計画へ反映できるよう「地域レポート」の作成を支援し、課題解決の意見交換を行う場に情報提供すること。
- (ウ) 自主財源獲得のため、各種民間助成金や行政の委託事業に関する情報提供・申請等の手続きを支援すること。
- (エ) 地域の状況やニーズに応じてNPO法人、一般社団法人など法人格を取得するための支援を行うこと。(取得後の支援を含む)
- (オ) 本市が地域住民に対して実施する、地域活動協議会に対する住民ニーズのアンケートの結果の分析及び地域への説明、課題解決方策の提案の支援を行うこと。

(2) つながりの拡充

(ア) 地域活動への理解促進

- ①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感できる工夫や地域活動への参画につなげる取組への支援を行うこと。
- ②「顔の見えるつながりづくり」に向けて、自治会や町内会単位(いわゆる第一層)活動への支援を行うこと。
・「大阪市町会加入促進戦略」や「港区町会加入促進アクションプラン」をもとに、区役所が実施する町会加入促進の取組について、それぞれの地域事情に応じた支援を行うこと。

(参考) 「大阪市町会加入促進戦略」

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000538944.html>

「港区町会加入促進アクションプラン」

<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000635994.html>

- ・つながりの必要性や魅力を感じる活動について情報収集や提供を行うこと。
- ・活動主体の活性化及び活動主体間の連携を促進する。特に、つながりの薄い傾向にあるマンション内のコミュニティ促進やマンションと地域の連携を支援すること。
- ・自治会・町内会が SNS や HP などを活用し、広報活動や加入促進ができるよう支援すること。

(イ) 地域活動協議会内部及び外部との連携・協働

- ① 新たな主体（担い手）の参画に向け、各地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携を促すとともに、交流の場を設ける取組などへの支援を行うこと。
- ② 各地域におけるオンライン会議や LINE 等、ICT を活用した情報共有・情報連絡体制づくりに向けた支援を行うこと。
- ③ 他地域の地域活動協議会や、地域活動協議会の構成団体以外の、NPO や企業等との連携を促し、活動を活性化させる支援を行うこと。

(ウ) ICT 関係講座の実施

- ① ICT リテラシーを地域の高齢者等、他の地域の方へ伝え広めていただく人材を養成するための ICT 関係講座（スマホ講座）を実施すること。（11 地域 各 1 回）
- ② ICT 関係講座実施後のフォローアップ、相談対応を行うこと。

(3) 組織運営

地域が自律的に（港区まちづくりセンターの支援がなくても）組織の運営ができるよう、以下の支援を行うこと。業務にあたっては区役所職員と調整のうえ、地域の実情に応じて実施すること。

(ア) 議決機関の適正な運営と会計事務の適正執行

- ① 議決機関の運営方法を継承・蓄積するための資料作成支援
 - ② 予算・決算（中間・年度末）、出納事務、財産管理に係る指導及び助言等の支援
 - ③ 組織運営に必要な事柄についての助言（個人情報保護・労務・税務等）
- ※団体としての固有事務及び組織運営事務に対する直接的な支援は除く。

(イ) 多様な媒体による広報活動支援及び認知度の向上

多様な広報媒体（大阪市市民活動総合ポータルサイトを含む）を活用しながら、地域活動協議会の認知度向上及び活動の参加者増につながる情報（会計書類等を含む）を発信できるよう支援を行うこと。

- ・特に、若年層や子育て世代の活動参加につながるよう、SNS や HP などのオンラインによる広報活動ができるよう支援すること。

2 防災アドバイザーによる防災を通じた地域コミュニティづくり

(1) 地域の自主防災組織が行う防災学習会、避難所開設訓練等の支援

- ・地域課題に応じた防災講話や防災訓練などの企画運営及び実施
(11 地域 防災学習会及び避難所開設訓練等 各 1 回程度)

- (2) 中学生を対象にしたジュニア防災リーダー養成事業の支援
 - ・防災講話や図上訓練などの実施（5中学校 各1回程度）
- (3) 区内小学校等からの要望に応じた防災教育の支援
 - ・防災講話や図上訓練などの実施（年1回以上）
- (4) 防災を通じたマンションコミュニティの活性化の推進の支援
 - ・防災マニュアルの作成支援や防災訓練などの企画運営及び実施（年間2件程度）
- (5) 区役所が実施する防災関連の広報活動の支援
 - ・区広報紙、ホームページなどを活用した広報にかかる助言
- (6) 区役所が実施する防災関連の事業等の支援
 - ・防災イベント等の企画運営及び実施（年1回以上）

3 地区防災計画（配布版）の改訂支援

平成26年度に各地域が策定（令和2年度改訂）した地区防災計画（配布版）の改訂について、各地域を支援し、編集、作成を行うこと。

(1) 各地域の支援、編集

- (ア) 自主防災組織等が参加するワークショップ、フィールドワーク等を実施し、各地域が地区防災計画を改訂できるよう助言や支援等を行い、意見等の取りまとめを行うこと。（11地域 各1回以上）
- (イ) 上記（ア）で取りまとめた結果や受託者のノウハウにより、地域ごとに地区防災計画の編集を行うこと。前回（令和2年度改訂）データについては契約締結後受託者に提供する。
- (ウ) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。

(2) 地区防災計画（配布版）の作成

- (ア) 上記（1）（イ）にて編集し、各地域に確認して完成したPDFデータを、発注者に提出し、確認を得た後、各地域の地区防災計画（配布版）を印刷すること。
 - (イ) 仕様については、仕上がりA4 展開A3横冊子（中綴じ）8頁、又は仕上がりA4（十字折り）展開A2の2パターンから各地域が選択するものとし、カラー両面印刷とする。紙質、印刷方式については事前に発注者と協議すること。
 - (ウ) 印刷部数については、総部数54,000部とし、各地域の印刷部数、納品場所については発注者と協議すること。
- （参考）前回（令和2年度改訂）時の印刷部数、仕様については別紙3のとおり。

4 その他

- (1) 区が依頼する地域活動協議会の構成団体等に対するアンケート調査の実施
- (2) 区が依頼する内部会議等への出席

7 業務計画書及び事業報告書等の作成について

(1) 業務計画書の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制や業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、事業開始前（令和8年3月31日）までに区役所に提出しなければならない。

(2) 業務報告書等の提出

(ア) 日次の報告

受託者は、日次の業務の実施状況を記録、保管する（様式は任意）とともに、地域等

からの相談の内容、対応状況を支援員ごとに、相談対応 進捗管理表（様式：別紙4）に隨時記録し、区役所の求めに応じて提出すること。また、区役所が求めた場合は、実地検査等に速やかに応じなければならない。

(イ) 月次の報告

受託者は翌月5日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式：別紙5）を作成し、区役所に提出すること。区役所が求めた場合は、実地検査等に速やかに応じなければならない。

(ウ) 業務完了報告書

受託者は業務の詳細な内容を明記した業務完了報告書を令和9年3月31日までに作成し、区役所に提出すること。また、業務の完了前に既に業務を完了した部分については完了後10日以内に提出すること。

(エ) その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

8 事業者評価について

令和8年8～9月頃及び令和9年1～3月頃に事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受託者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

9 再委託について

(1) 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

(2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受託者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により区役所の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

(5) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10 その他

(1) 地域の支援にあたっては、アドバイザー、支援員及び防災アドバイザーは区役所と調整のうえ、担当地域の情報を相互共有し、地域の実情に応じて他の支援機関と連携・役割分担を図りながら実施すること。

- (2) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより事業効果の分析を行うとともに、本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (3) SDGs が掲げる「持続可能な開発目標」を念頭に各事業を実施すること。
- (4) 受託者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法等その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと
- (5) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (6) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (7) 契約締結までの間に仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受託者において適宜協議・調整を行い決定する。

[特記事項]

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うこと。受託者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、港区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約とは別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。